

社協だより KASUYA



平成29年(2017) 9月1日号

No.96

みんなで支えあい、一人ひとりが大切にされる地域福祉
だれもが安心安全に暮らせる地域社会をめざして

もくじ

- P.2-3 災害ボランティア活動
- P.4-5 日常生活自立支援事業のご案内
- P.6-7 赤い羽根共同募金
- P.8 おしらせ

九州北部豪雨により被災された皆様に
心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復興をお祈りいたします。



災害ボランティア活動について知ろう

—災害ボランティア活動とは

被災住民の生活の復旧・復興支援を目的に、自発的な意思による活動で、各人の能力を生かしながら行うボランティア活動をいいます。支援を求める被災地の方々のニーズと、支援をしたいという方々の熱い思いによって成り立っています。

—例えば

被災家屋内の片付け、炊き出し、被災者の心のケア、救援物資の送付、災害義援金などこのお互いの思いがすれ違わないよう、ボランティア活動を希望される方は、特に次の点にご留意ください。(P.2へ続く)



災害ボランティアセンターとは

災害時に、被災地の社会福祉協議会やボランティア団体、行政によって設置されます。手助けをしてもらいたい「被災者」と被災者の手伝いをしたい「災害ボランティア」をつなぐところです。

今回、福岡県社会福祉協議会の要請を受け、弊社職員が、朝倉市と東峰村に災害ボランティアセンターの運営を支援してきました。



Interview

—どんな仕事をしましたか？

中島:受付の仕事をしました。受付は開始時間になると大勢の人が来ますので、いかにスムーズに受付を行うか、スタッフ間で導線や役割分担を検討しました。午前中の受付業務が終わった後は、受付者数やその内訳などの集計・入力、明日の準備などを行いました。

伴:ボランティアを必要とする人とお手伝いをしたい人をつなぐマッチングの仕事をしました。マッチングが完了したら現地のお宅に電話して「今から行っていいですか？」「スコップなどの資材はありますか？」等の訪問確認の電話もしました。

三留:オリエンテーションの仕事です。ボランティアに来ている方々に注意事項を説明しました。とても暑い時期だったので、熱中症対策について特に呼びかけました。

—どのような人がボランティアにきていますか？

中島:私が朝倉市へ派遣で行った日は、約1,000人の方がきていました。そのうち、個人ボランティアとしてきた人は700人で、2回目以上の方が300人いました。熊本や愛知、東京など県外から来た方も180人いました。また、小学生以上のお子様と一緒に参加した親子連れ、ひとり参加した若い女性、定年退職した男性など様々な方が参加していました。

—現地ではどのようなニーズがありましたか？

三留:泥がき、土砂だし、畳上げ、家財の運搬などがありました。

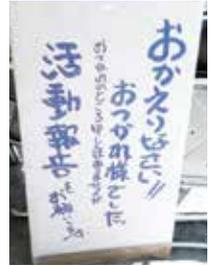


—実際に災害ボランティアセンター支援に行って感じたことを教えてください。

伴:行く前の準備を整えることも重要ですが、帰る時のマナーを守ることも大切です。借りた資材を大切に扱う、ゴミは決められた所に捨てましょう。ボランティアセンターにはたくさんの方が落ちていました。被災地はまだまだ支援が必要な状態ですので、継続してボランティアさんの支援をお願いしたいです。

中島:暑い中、ボランティア活動に尽力してくださる姿に胸をうたれました。また、県内・県外から社協職員が交代で派遣され、支援活動を行っています。初対面で仕事をすることもかわらず、同じ目的に向かって、職員同士でアイデアを出し合い、コミュニケーションをとりながら災害ボランティアセンターを運営しています。そこには、立場や職種など関係なく、被災者の方、ボランティアの方々に対する想いが集結していました。

三留:地域の方の力が本当に大切だと感じました。例えば、ニーズ調査をする際、調査班に地元の方がいるといたのでは大違いです。家が壊れていても、同じ名字の家が並んでいても、そこに誰が住んでいた・何があったか分かるのは地域の方だけです。今後弊社としても災害ボランティアセンター運営訓練を継続的に実施し、対応できる体制作り、地域の方の応援が依頼できるような関係づくりが必要であると感じました。また、高齢者や障がいのある方の代わりに地域の方が困っていることを伝えてくれました。



普段からの地域のつながりが減災につながります。日ごろから声をかけあうと、いざという時に助け合えます。

災害ボランティア活動

参加者の声

Q

①参加内容 ②参加動機 ③感想



①九州北部豪雨(朝倉市)において、被災者宅の泥かき出し。店舗の泥の撤去作業。

②所属するグループで参加しました。支援物資はすぐに送り、集まりましたが、人的資源が足りていなかったため自分たちが力になりたいと思いました。

③重機では入ってはいけず、人でしか行けない所で作業しました。被災者の方々にすごく感謝されたので、翌週も行きました。被災者の方たちだけでは追いつかないだろうし、人手がまだまだ足りないと思います。行くことにはかなり意義があると思います。

(Kさん/男性/30代)



①熊本地震の際の支援物資の持ち込み&送付。

②私自身10年ほど熊本に住んでいたことがあり、友人は今でも沢山住んでいます。身近な土地で起きた出来事に居ても立っても居られず、信頼出来る情報を得て直ぐに家族で行動しました。

③3.11を経て災害時の助け合いの精神がより広く根付いたように思います。行政間の連携は勿論、個人での支援もノウハウが確立されつつあると思いますが、一方で支援物資が余って置き場に困っているという話も後々聞きました。SNSでの情報拡散のマナーや注意点、継続的な支援について考える余地があると思います。

(Nさん/女性/30代)

日常生活自立支援事業のご案内

「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない」「銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい」「通帳や印鑑など大切な書類をどこに置いたか忘れてしまう」など、生活の中でお困りの事はございませんか？

本会では、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサポートをしています。

Q どんな人が利用できますか？



A 認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

- この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。
- 施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。

Q どんなサービスがありますか？

A 次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する(やめる)ための手続き。
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。
- ×【お手伝いできないこと】本人の買い物支援・保証人・施設や病院の入院・入所手続き。

月々の支払いがきちんとできているか心配…。



日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。
- ×【お手伝いできないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど
- ×【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう…。



Q 費用はかかりますか？

A 相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。

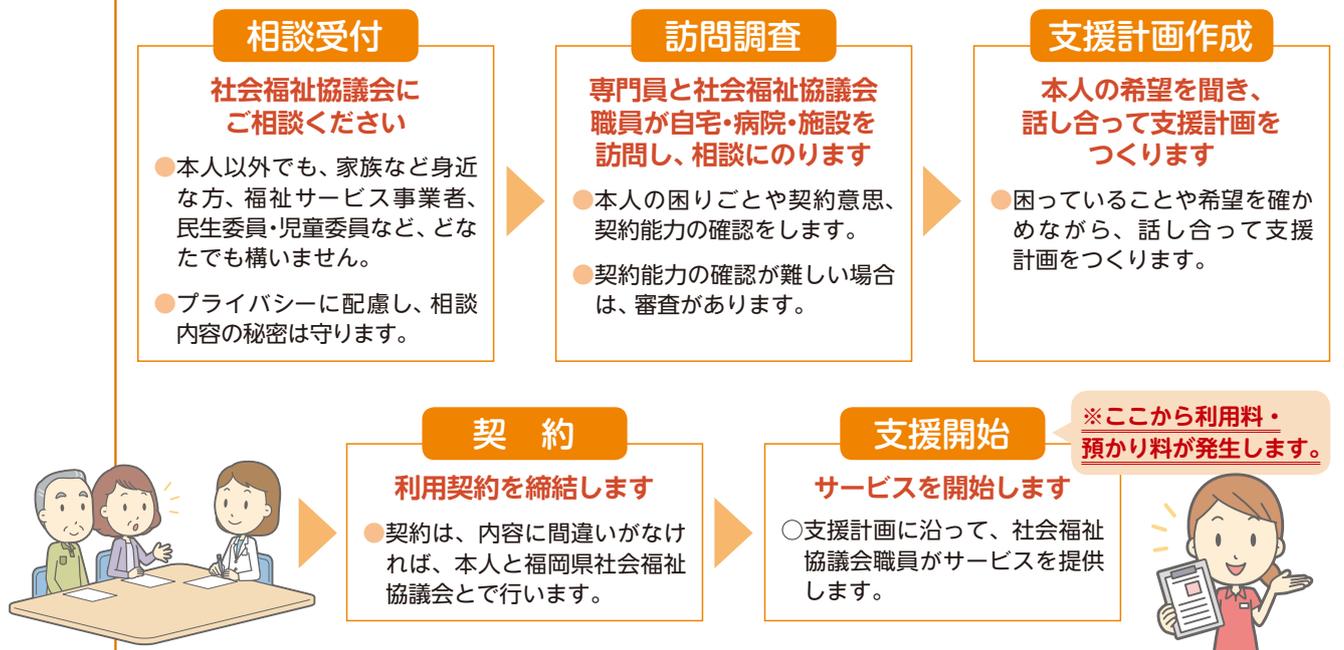
利用料	1時間まで 1,000円 ※その後、30分ごとに350円かかります。
預かり料	預金通帳・通帳印などの預かり 月350円
	年金証書・実印・キャッシュカードなどの預かり 月250円



Q どうすれば利用できますか？

A まずは粕屋町社会福祉協議会にご相談ください。

利用(支援)開始までの流れ



Q 成年後見制度と日常生活自立支援事業との違いはなんですか？

A 「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助することに対し、「日常生活自立支援事業」は、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等に限定されています。

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う	日常生活の生活援助の範囲内での支援をする
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産や預貯金などの財産管理 ・ 介護サービスや施設入所の契約 ・ 悪徳商法などの不利益な契約の取り消し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス利用の申し込み ・ 福祉サービス利用料や公共料金、家賃などの支払いのお手伝い ・ 大切な書類や印鑑、証書などのお預かり
管轄	法務省 (民法)	厚生労働省 (社会福祉法)
対象者	判断能力が低下した人	日常生活に不安のある人
相談窓口	弁護士・司法書士・社会福祉士等	社会福祉協議会
申し込み	本人等が家庭裁判所へ申立	本人等が社会福祉協議会へ申し込み
費用報酬	家庭裁判所が決定	相談は無料で、援助は有料 (基準あり)
代理権	あり (保佐・補助の場合は申し立て必要)	あり (在宅福祉サービスの利用手続き、預貯金の払い戻し)
監督機関	家庭裁判所、後見監督人、任意後見監督人	都道府県社会福祉協議会、運営適正化委員会

2つの制度はよく似ています。それぞれの違いを理解し、状況にあった制度を利用しましょう。

問い合わせ先 社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 電話(092)938-6844

赤い羽根共同募金



おかげさまで70周年

共同募金運動は今年で71回目の運動を迎えます。

今年も、全国一斉に「赤い羽根」をシンボルとした共同募金運動が10月1日から12月31日の3月間始まります。日頃から、町民の皆さまには共同募金にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

寄せられた募金は、高齢者・障がい者・青少年・住民全般の福祉(ボランティア活動など)に用途され、粕屋町を良くする活動に役立てられています。

また、大規模な災害が起こった際のそなえとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

そして70年たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、町民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は運動を進めています。

今日までの町民の皆さまのご協力に感謝致しますとともに、本年度も一層のご理解、ご協力をお願い致します。赤い羽根共同募金運動で集まったお金は、全額、福岡県の共同募金会へ納入します。その後、粕屋町社会福祉協議会へ配分されます。

社会福祉協議会が行なうさまざまな事業は、この赤い羽根共同募金運動の配分金や香典返し寄付金などでまかなわれています。(事業以外では、使用していないことを付け加えさせていただきます)



平成29年度 赤い羽根共同募金キャッチフレーズ

『赤い羽根つなぐ地域と笑顔の輪…赤い羽根共同募金』

特別賞
対象校

粕屋町からは、**粕屋町立大川小学校・福岡県立福岡魁誠高等学校**が受賞されました。おめでとうございます。

平成28年度(平成29年度事業分) 粕屋町社会福祉協議会へ配分されたお金 **9,834,500円**
(内訳)

 高齢者福祉活動費として
1,992,000円

 児童・青少年福祉活動費として
2,553,500円

 障がい者福祉活動費として
1,218,000円

 住民全般福祉活動費として
4,071,000円





MATSUDA CO.,LTD.

人に深く、暮らしにあたたかく。
株式会社まつだ

ハートプラザ・空港東 糟屋郡粕屋町仲原2420-1 TEL 092-957-1194	ハートプラザ・平成苑 糟屋郡志免町志免東三丁目14-18 TEL 092-936-2580
ハートプラザ・宇美 糟屋郡宇美町宇美中央三丁目22-1 TEL 092-932-4444	ハートプラザ・立花 糟屋郡新宮町夜白六丁目9-17 TEL 092-963-1000

粕屋町社会福祉協議会葬祭推薦店 **あんしん サポートシステム** **M CLUB** 「エム・クラブ」

共同募金に係る所得税の税額控除について

所得税の税額控除について

所得税の税額控除とは、所得税から一定の金額を控除する制度です。

これまでは、共同募金会に寄付した場合の所得税の税制優遇措置は、所得控除のみでしたが、現在は、所得控除と税額控除のいずれかを選べるようになりました。

なお、住民税については、従前から税額控除の適用を受けています。

所得控除と税額控除の控除額の比較

所得300万円(課税所得165万円)の場合、所得税額は82,500円となります。

共同募金に下記の金額を寄付し、①所得控除を選択した場合と、②税額控除を選択した場合の、控除後の所得税額の比較は下記のとおりです。

(1) 1万円寄付の場合

①所得控除を選択:所得税額82,100円(減税額 400円) ②税額控除を選択:所得税額79,300円(減税額 3,200円)

(2) 5千円寄付の場合

①所得控除を選択:所得税額82,350円(減税額 150円) ②税額控除を選択:所得税額81,300円(減税額 1,200円)

※企業などの法人は、従来どおり全額損金算入できます。

共同募金会による災害救援

共同募金会では、災害発生時に災害救助法の適用状況等に応じて、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行っています。

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(以下:支援P)は企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織です。2004年の新潟中越地震の後、2005年1月より中央共同募金会に設置されました。

平常時には、災害支援に関わる調査・研究、人材育成や啓発活動を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたります。

被災地支援では、人材・物資・資金など多くの社会資源が有機的かつ有効に活かされることが大切です。支援Pでは被災者の声に耳を傾けながら被災者中心・地元主体の支援となるよう、ネットワークを最大限生かして支援にあたっています。

災害義援金

共同募金会では災害発生時に、災害被災者支援のための義援金を受け付けています。

お寄せいただいた義援金は、災害被災者の方々にお見舞金として配布いたします。

災害ボランティア活動支援

共同募金会では、「災害支援制度」(赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度)により、被災地において被災を受けた方々の支援・救援活動を行うNPO・ボランティア・グループおよび民間の災害ボランティアセンターなどへの活動資金助成を行っています。

出典:赤い羽根共同募金 <http://akaihane.or.jp/about/support/index.html>



粕屋町社会福祉協議会 葬祭推薦斎場

ベルコ『ユアホール粕屋』



* 最新期の大切な時間を
一軒貸し切りの空間で…

* 密葬、家族葬、一般葬まで～

* 見学・相談いつでも受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。



株式会社 ベルコ 原町営業所 粕屋町若宮1-11-5-2階

☎092-931-7150 平川まで



心配ごと相談所の開設

日常生活の悩みや心配ごとなど、弁護士に直接お会いして相談できます。(無料)

開設時間: 10時~12時 ※一部予約制(10時と11時)

それ以外の方は、随時受付
(当日受付時間:9時30分~11時30分まで)

開設日: 9月5日(火)19日(火)、10月3日(火)17日(火)、
11月7日(火)21日(火)、12月5日(火)19日(火)、
1月9日(火)23日(火)

対象者: 町内在住者(ただし、裁判所で訴訟中、弁護士に依頼済みの方は受付できません。)

ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業(弁当配布)

町内にお住まいのひとり暮らし高齢者の安否確認を目的にお弁当を配布しています。(利用条件有り) 10月12日(木)、11月9日(木)、12月14日(木)、1月11日(木)

子育て情報誌発行(キッズネット)

9月20日(水)、10月20日(金)、11月20日(月)、12月20日(水)、1月19日(金)

子育て応援サロン(療育児・親子サロン)

作業療法士や臨床心理士等による発達障がいのある子どもの療育や、大学生ボランティアの協力を得ながら、親同士の交流を目的としたサロンです。

9月2日(土)、10月7日(土)、11月4日(土)、12月2日(土)、1月6日(土) (予定)

身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業(Newはげみ会)

65歳以上の身体障がい者手帳所持者の方に対して引きこもり・孤立化防止を目的にサロンを開催します。

9月28日(木)、10月26日(木)、11月30日(木)、12月14日(木)、1月25日(木)

第36回シルバー囲碁大会 11月16日(木)

ひとり暮らし高齢者と語る会 11月11日(土)

社協では随時 このようなことを行っております

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

- 地域座談会の開催
- 福祉総合相談の実施、連携
- 福岡ライフレスキュー事業(生活困窮者対策)
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動
- 発達障がい情報発信

安心で安全な暮らしを支える基盤づくり

- 指定居宅介護支援事業
- ふれあいバス(町内巡回バス)運行管理
- 粕屋町サポーター制度の運営
- 障がい児放課後等対策事業
- 外出支援の充実(車椅子の無料貸出)
- 各福祉団体への活動の場の提供
- 虐待問題に関する啓発

みんなが気軽に参加できる環境づくり

- 福祉センターの管理運営
- 子育て支援事業(出前講座)
- 軽運動・趣味の教室の開催
- ボランティア保険(加入手続き・事故対応)
- 学生ボランティア育成
- ボランティア団体レベルアップ研修支援
- 疑似体験用具の貸出 など

ご相談・お問合せはこちら

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

住所:粕屋町長者原東六丁目5番10号 粕屋町福祉センター内

電話:092-938-6844 FAX:092-938-6886

E-mail:kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

受付時間:8時30分~17時

(月曜日~金曜日)

粕屋町社会福祉協議会 🔍 検索

ホームページリニューアル



QRコードからも、粕屋町社協のホームページへ簡単にアクセスできます!



Facebookも更新しています。「いいね!」をお願いします。

久山町 粕屋町 指定店 推薦店

やすき会館 かが・かすや・すえ斎場

各斎場にて
御見学・事前相談
随時受付中

PREMIUM 会員様募集

- 葬祭ご利用時に原簿料金から **50%**
- 供花・灯籠・初盆焼香ご購入の際 **30%**

エンディングノート、経費入れを差し上げます

入会金2,000円 | 月々の積立金・年会費が一切不要

まずは斎場のご見学から。団体でご見学にお越しの方には送迎あります

ご不明な点・ご質問などお気軽にお問い合わせください

詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい

かが

〒929-0444-6511

九州縦貫道太宰寺久山方面に下りて右折スグ

かすや斎場

〒092-931-3533

朝日駅前交差点を伊弉野方面へ車で約5分

すえ斎場

〒092-937-4311

九州縦貫道深瀬スマートICを出て右へスグ